

2020 年 12 月 23 日

各 位

株 式 会 社 C A I C A
代表取締役社長 鈴木 伸
(JASDAQ: 2315)
問合せ先:
代表取締役副社長 山口 健治
TEL 03-5657-3000 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2021年1月28日開催予定の当社第32期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社の定款第2条（目的）に記載される仮想通貨の名称について、資金決済法及び金融商品取引法などの複数の法律にまたがる改正に伴い、仮想通貨の名称が暗号資産に変更されたことにより、2021年1月28日をもって、所要の変更を行うものであります。

また、当社は、昨今の新型コロナウイルスの影響からテレワークを推奨しており、更なる働き方改革の推進を目指すことを目的として、小規模なオフィスへ移転し業務を開始しております。現在の本社機能は東京都港区にあるため、2021年1月28日をもって、当会社の本店を移転したく、定款第3条（本店所在地）に所要の変更を行うものであります。

さらに、第2号議案「株式併合の件」が原案どおりに承認可決され、その効力が生ずることを条件として、当該株式併合の効力発生日である2021年5月1日に、定款第5条（発行可能株式総数）に所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

（下線を付した部分は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことおよび次の事業を営む会社の株式を所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 (1)から(14)（条文省略） (15) <u>仮想通貨</u>に関するシステムの研究、開発、販売、保守およびコンサルティング (16) （条文省略） (17) <u>仮想通貨</u>の投融資、運用 (18) <u>仮想通貨</u>を利用した金融派生商品の開発、運用 (19) <u>仮想通貨</u>に関する研究、調査およびそれらの情報提供、コンサルティング	（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことおよび次の事業を営む会社の株式を所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 (1)から(14)（現行通り） (15) <u>暗号資産</u>に関するシステムの研究、開発、販売、保守およびコンサルティング (16) （現行通り） (17) <u>暗号資産</u>の投融資、運用 (18) <u>暗号資産</u>を利用した金融派生商品の開発、運用 (19) <u>暗号資産</u>に関する研究、調査およびそれらの情報提供、コンサルティング

現行定款	変更案
(20) <u>仮想通貨</u> の取引所運営 (21) <u>仮想通貨</u> の仲介 (22) <u>仮想通貨</u> の取引所運営に関するシステムの販売およびコンサルティング (23) その他の <u>仮想通貨</u> の一般サービス (24) から (40) (条文省略)	(20) <u>暗号資産</u> の取引所運営 (21) <u>暗号資産</u> の仲介 (22) <u>暗号資産</u> の取引所運営に関するシステムの販売およびコンサルティング (23) その他の <u>暗号資産</u> の一般サービス (24) から (40) (現行通り)
(本店所在地) 第3条 当社は、本店を東京都 <u>目黒区</u> に置く。	(本店所在地) 第3条 当社は、本店を東京都 <u>港区</u> に置く。
第4条 (条文省略)	第4条 (現行通り)
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>830,556,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>250,000,000株</u> とする。
第6条から第48条 (条文省略)	第6条から第48条 (現行通り)
<u>(新設)</u>	<u>(附則)</u> <u>1 第5条の変更は2021年5月1日から効力が生じるものとする。</u> 2 本附則は、本附則第1項の効力発生日をもって、これを削除するものとする。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2021年1月28日 (予定)

定款変更の効力発生日 2021年1月28日 (予定)

※ ただし、第5条における発行可能株式総数の変更は、2021年1月28日開催予定の第32期定時株主総会において当社普通株式10株を1株に併合する株式併合に係る議案が承認可決されることを条件に、2021年5月1日に効力を生じる予定です。

以 上